

進行次第

大崎事件と再審法改正講演会

主催 徳島弁護士会

共催 日本弁護士連合会

日本弁護士政治連盟徳島支部

日 時 令和4年10月29日(土)
14時～16時30分(開場13時30分)
場 所 徳島市沖浜東2丁目16 ふれあい健康館1階ホール
開催方法 会場参加(定員200人)とリモート参加の併用

- 13時30分 開場
14時00分 開会挨拶(徳島弁護士会 瀧誠司会長)
14時05分 活動報告(日弁連再審法改正実現本部事務局長 上地大三郎弁護士)
14時15分 第1部 講演(京都弁護士会 鴨志田祐美弁護士)
15時15分 休憩(10分)
15時25分 第2部 トークセッション
鴨志田祐美弁護士
東住吉事件えん罪被害者 青木恵子氏
湖東記念病院事件えん罪被害者 西山美香氏
司会 徳島弁護士会 永本能子弁護士
16時25分 閉会挨拶(日本弁護士政治連盟徳島支部長 田中浩三弁護士)
16時30分 閉会

再審法改正に向けた日弁連の活動について

2022年（令和4年）10月29日

日弁連再審法改正実現本部事務局長

弁護士 上 地 大三郎

1 「再審」、「再審法」とは？

確定した有罪判決について、一定の要件の下に裁判のやり直しを認める制度＝再審
再審の手続を定めた法律＝「再審法」（刑事訴訟法435条～453条）

2 日弁連の再審問題への取組み

(1) 個別事件の再審請求の支援

日弁連が支援した再審事件の成果

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2021/5-5-2.pdf>

日弁連が現在支援している再審事件

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2021/5-5-1.pdf>



(2) 再審法改正問題への取組み

「再審制度改正に関する決議」（1962年(昭和37年)5月26日定期総会）

これまで4度にわたり再審法改正案を策定

3 なぜ今、再審法改正か？

足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、湖東記念病院事件で無罪判決

その一方で、裁判所が積極的に動こうとせず、再審の壁を突破できない事件も

- ・ 打合せの期日（進行協議期日）を開かない。
- ・ 事実取調べ（証人尋問等）を行わない。
- ・ 検察官に対して、証拠を弁護人に開示する（見せる）よう求めない。

その原因は？ → 再審の手続を定めたルールが存在しない

また、再審開始決定が出ても、検察官は容易にこれを認めず、不服申立てを繰り返し、それによって再審開始決定が取り消される事例も

4 再審法改正に向けた日弁連の取組み

2019年（令和元年）10月3日

人権擁護大会シンポジウム「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を」

基調報告書：[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/symposium/
jinken_taikai/62th_keynote_report3.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/symposium/jinken_taikai/62th_keynote_report3.pdf)



2019年（令和元年）10月4日

人権擁護大会「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を
求める決議」

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2019/2019_3.html



2020年（令和2年）3月25日

人権擁護委員会「再審法改正に関する特別部会」設置

2022年（令和4年）6月16日

日弁連「再審法改正実現本部」設置

5 再審法改正実現本部の活動

- (1) 再審法改正案の作成（改正法案作成部会）
- (2) 国会議員への働きかけ（国会対策部会）
- (3) 世論の喚起（会内連携部会、会外連携部会）
- (4) 広報ツールの作成（広報部会）

6 みなさまにお願いしたいこと

- (1) まずは「知ってほしい」

講演会に参加する、再審法改正動画を視聴する（QRコードは事件紹介の資料に掲載）、ニュースを見る、記事を読む

- (2) 身近な人に「広げてほしい」

知人・友人に話す、SNSでシェアする

- (3) 対外的に「発信してほしい」

署名する、SNSで意見を発信する、講演会を企画する、政治家・政党に意見を送る



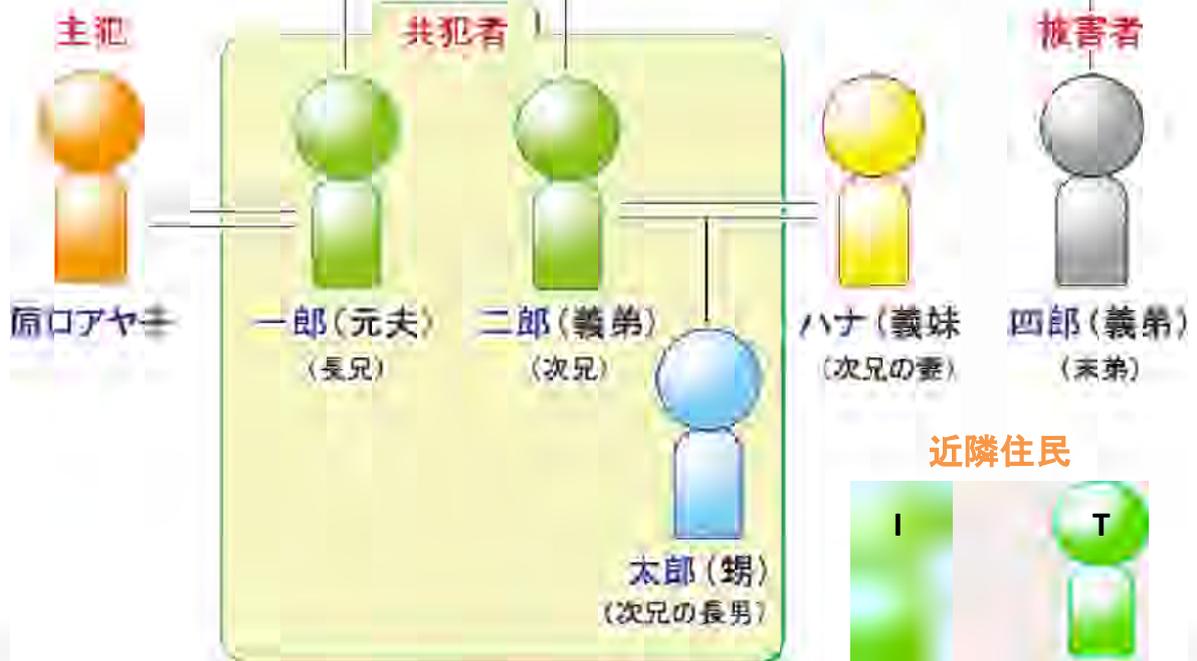
大崎事件と再審法改正

弁護士 鴨志田 祐美

大崎事件の概要

- 1979年10月15日、鹿児島県大崎町で原口アヤ子さんの義弟・四郎が自宅横の牛小屋の堆肥の中から遺体で発見
→死体遺棄事件の存在は明白
- 捜査機関は遺体発見直後から「殺人事件」と断定、四郎の長兄の一郎と二郎を任意で取り調べたところ、両名が殺人・死体遺棄を自白して逮捕
→当初の自白は殺人・死体遺棄とも二人犯行
- 捜査機関は、アヤ子さんが四郎に生命保険をかけていた事実を突き止め「近親者による保険金目的殺人事件」との見立てで一郎、二郎を追及
一郎、遅れて二郎もアヤ子の関与を認め、さらに死体遺棄については二郎の息子の太郎の関与も認める（太郎も死体遺棄を自白）
- 一郎、二郎、太郎は公判でも争わず、有罪判決に控訴もせず、ただちに服役（一郎は懲役8年、二郎は懲役7年、太郎は懲役1年）
- アヤ子さんは一貫して犯行を否認したが、1981年3月31日、懲役10年の有罪判決。控訴・上告も棄却され、アヤ子さんは満期服役

人物関係図



3

原口アヤ子さん



4

“共犯者”たち



一郎



二郎



太郎

現場図



四郎の自宅



7

四郎の自宅・牛小屋



8



9

確定判決の事実認定

●背景事情

- ・アヤ子は一族の長男の嫁として、一家を取り仕切っていた
- ・四郎は日頃から酒癖が悪く、酔った先々で迷惑をかけたたり酔いつぶれて道端に寝転んだりする厄介者だったため、アヤ子、一郎、二郎は日頃から四郎の存在を快く思っていなかった

●10月12日のできごと(争いのない部分)

- ・アヤ子の親族の結婚式があり、アヤ子、一郎、二郎、太郎は結婚式に出席し、午後7時ころ帰宅
- ・四郎は朝から酒びたりだったため、結婚式に列席せず、午後5時半ころ一人で自転車に乗って食料品店に出かけ、焼酎と玉葱を買って帰る途中、自転車ごと側溝に転落。何者かによって引き上げられ、道路に寝かされているところを午後8時ころ道路近くの住民に発見される
- ・四郎の状況を知らされた四郎の近隣住民・IとTが、午後8時半ころ軽トラックで四郎を迎えに行き、荷台に四郎を載せて四郎方まで送り届ける

10

確定判決の事実認定

●10月12日のできごと(争いのある部分)

- ・IとT、上半身ずぶ濡れ、下半身裸の四郎を四郎方の玄関土間に置いて退出

←「四郎が生きて土間にいた」事実を支える証拠はIとTの供述のみ

- ・IとTが四郎を迎えに行く前にIから連絡を受けたアヤ子は、I方に行って四郎の様子を聞き、礼を言って、午後10時30分ころ、Tとともに帰宅する途中、四郎の様子を見るために四郎方に立ち寄ったところ、土間で泥酔して前後不覚になっている四郎を見て日頃からの恨みが募り、この機会に四郎を殺害しようと決意。二郎、ついで一郎に殺害を持ちかけ、両名がこれを承諾

←アヤ子さんは「四郎は土間にはいなかった」と一貫して供述

11

確定判決の事実認定

●犯罪事実

- ・1979年10月12日午後11時ころ、アヤ子は一郎、二郎とともに四郎方に行き、一郎と二郎が土間で前後不覚になっている四郎に殴る蹴るの暴行を加える
- ・アヤ子、一郎、二郎が中6畳間に四郎を運び込み、アヤ子が持っていたタオルを一郎に渡し、アヤ子と二郎が仰向けに寝かせた四郎の上に馬乗りになって手足を押さえつけ、一郎が四郎の首にタオルを巻いてカー杯締め付けて殺害
- ・四郎殺害後、二郎は一旦帰宅し、太郎に死体遺棄の加勢を求め、翌13日午前4時ころ、アヤ子、一郎、二郎、太郎の4名で四郎方牛小屋の堆肥に穴を掘って四郎の死体を遺棄

12

四郎が転落した道路脇の用水路(長田溝)



13

確定判決の問題点～冤罪の構図～

- 遺体発見直後から警察は「殺人・死体遺棄事件」として捜査開始
→四郎の自転車事故に関する情報が捜査対象から欠落

- ずさんな法医学解剖（城旧鑑定）による四郎の死因判断
→頸椎前面の出血から「頸部に加わった外力による窒息死」と推定

BUT

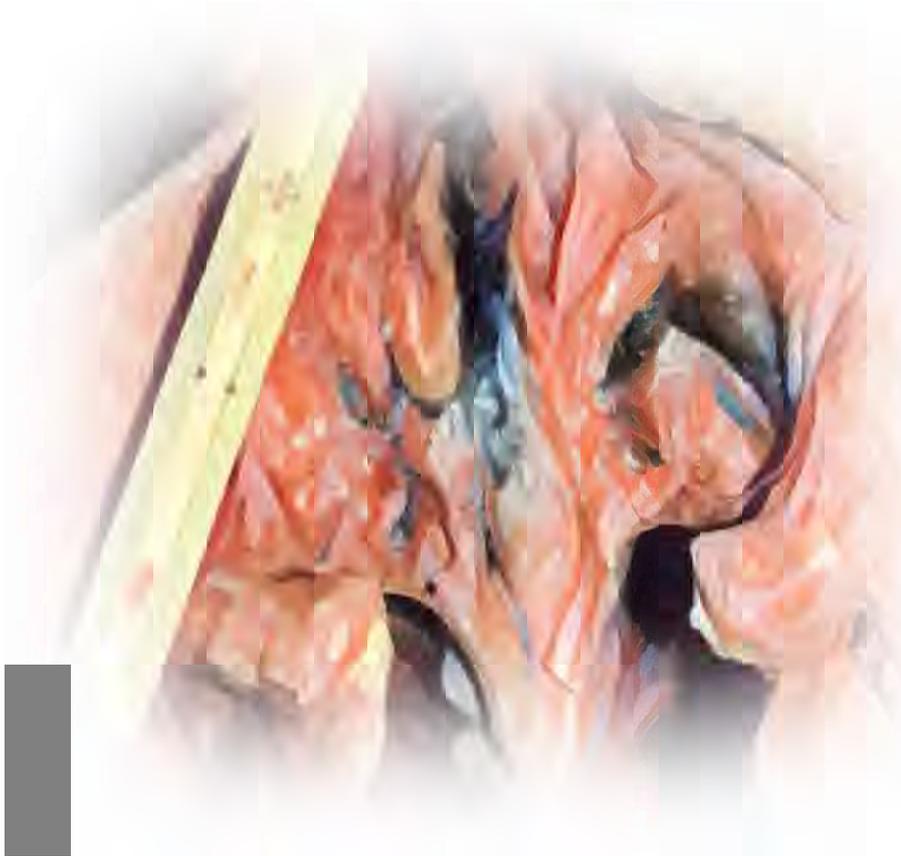
解剖に要した時間はわずか1時間10分

→城教授は解剖時に四郎の転落事故を知らされていなかった

- 「保険金殺人」はありえない
→保険金目的であれば事故死を装わなければならない、ことさらに死体を埋めれば殺人を疑われ、保険金目的が達成できない
※検察官は論告でも保険金目的を主張したが、確定判決は否定
- 裁判所の「予断」
→「共犯者」ら（自白事件）とアヤ子さん(否認事件)を同一の裁判体が審理、判決。判決日も同一

14

四郎の遺体の所見(頸椎前面の出血)



15

確定判決の問題点～冤罪の構図～

- 確定審の弁護人は、「共犯者」らによる殺人・死体遺棄は争わず、「アヤ子だけが白」という弁護方針
→アヤ子さんの関与の有無のみが争点

BUT

四郎がIとTによって四郎方土間に搬送されたことを知っているのはアヤ子さんだけ

→「共犯者は黒、アヤ子だけが白」というストーリーはありえない
→明らかな弁護方針の誤り

- 「共犯者」らはいずれも知的障がいを抱えた「供述弱者」
→捜査・公判を通じて障がいへに配慮せず、自白の信用性肯定
→裁判所は一郎、二郎が法廷で満足に供述できないのを目の当たりにしながら、すらすら自白したように書かれている**検察官調書を証拠採用（刑訴法321条1項2号）**

16

再審手続とは

確定した裁判に誤りが見つかった場合に「裁判のやり直し」をする手続



● 「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」

…「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」

白鳥決定〔最判昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁〕

証拠の「明白性」判断・・・もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、**当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき。**

●その判断にも「**疑わしいときは被告人の利益に**」という刑事裁判の鉄則が適用される。

17

第1次再審～第3次再審の経過

- 1995年4月19日 ● アヤ子さんと3人の共犯者たちすべてが無罪であるとして第1次再審請求。
- 2002年3月26日 ● **鹿児島地裁が再審開始を決定。** 検察官が即時抗告。
- 2004年12月9日 ● 福岡高裁宮崎支部が再審開始決定を取消。
- 2006年1月30日 ● 最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。
- 2010年8月30日 ● 鹿児島地裁に第2次再審請求。
- 2013年3月6日 ● 鹿児島地裁が再審請求を棄却する決定。弁護側は即時抗告。
- 2014年7月15日 ● 福岡高裁宮崎支部が弁護側の即時抗告を棄却。弁護側は特別抗告。
- 2015年2月2日 ● 最高裁が弁護側の特別抗告を棄却。
- 2015年7月8日 ● 鹿児島地裁に第3次再審請求
- 2017年6月28日 ● **鹿児島地裁が再審開始を決定。** 検察官が即時抗告。
- 2018年3月12日 ● **福岡高裁宮崎支部が検察官の即時抗告を棄却（再審開始維持）。** 検察官が特別抗告。
- 2019年6月25日 ● **最高裁第一小法廷、原決定・原々決定取消し、再審請求棄却。**
- 2020年3月30日 ● 鹿児島地裁に第4次再審請求。

18

第4次再審の戦略

～確定判決による犯行ストーリーが成立する絶対的条件～



午後10時半の時点で「生きている」四郎が土間にいること

- ① 四郎は午後10時半より前に死亡していたこと
- ② 「生きている四郎を四郎方土間に置いて帰った」というIとTの供述が虚偽であること



この二つが明らかとなれば、アヤ子と「共犯者」たちによる犯行ストーリーは崩壊する！！

19

第4次再審の新証拠

- ① **四郎が10時半には死亡していたこと**を明らかにする新証拠



澤野誠教授（埼玉医科大学総合医療センター
高度救命救急センターセンター長）による**医学鑑定**
= 澤野鑑定

- ② 「生きている四郎を四郎方土間に置いて帰った」というIとTの供述が虚偽であること を明らかにする新証拠



稲葉光行・立命館大学教授による**供述鑑定**
(コンピュータ解析による供述分析) = 稲葉鑑定

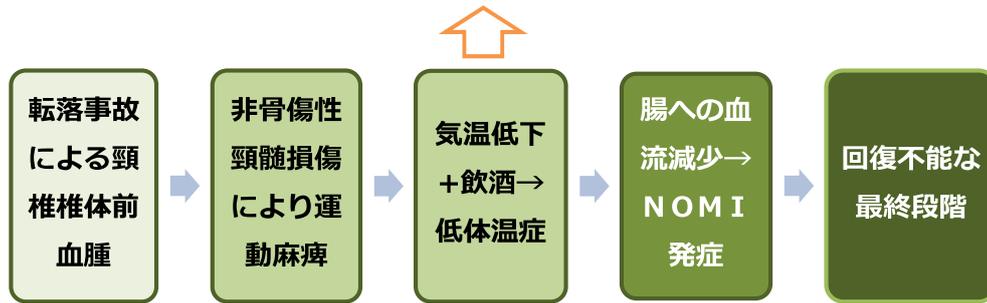
大橋靖史・淑徳大学教授、高木光太郎・青山学院大学教授
による**供述心理鑑定** = 大橋・高木鑑定

20

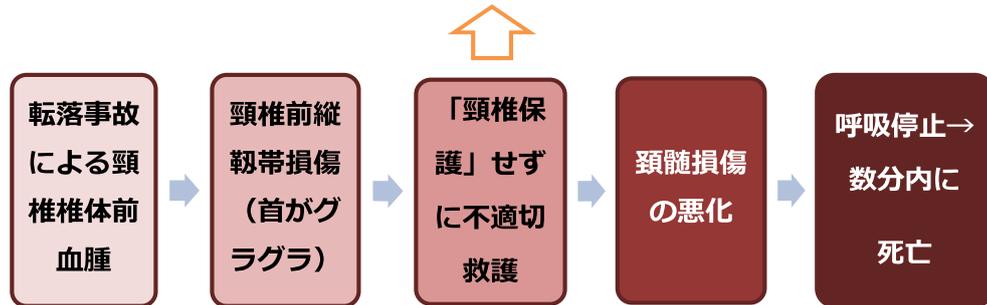
澤野鑑定

① 四郎の死因

= 非閉塞性腸管虚血 (NOMI) による広汎な小腸腸管壊死



② 四郎の死亡時期 = I と T による搬送時 (四郎方到着までの間)



21

稲葉鑑定 / 大橋・高木鑑定

生きている四郎を四郎方土間に置いてきたとする **I・T 供述**

証明力を大幅に減殺

稲葉鑑定

大橋・高木鑑定

異なるアプローチでありながら結論が一致



相互に科学的鑑定としての信用性を高めている

22

「大崎新時代」 …クラウドファンディングによる活動資金調達

- 映画監督の周防正行氏が呼びかけ人

806 人から 12,417,000 円 の支援



23

「大崎新時代」 …新たな「ビジュアル新証拠」の制作

- クラウドファンディングの支援金で実現

その1… I・Tによる四郎の救助・搬送場面の実写再現

- * 周防正行監督が証拠に基づくシナリオ作成・映像制作
- * 澤野誠医師が現場で解説
- * 41年前の「当日」=10月12日、裁判所・検察官が現場再現に立ち会う
↓
裁判官が現場を訪れるのは **24年ぶり**

その2… I・Tが四郎を自宅に送り届けた場面を 3DCG で再現

- * アヤ子・二郎・四郎方の建物の位置関係を再現
(当時の図面・写真をベースに制作)
- * IとTの供述の食い違いをビジュアルに明確化

24

周防正行監督による実写再現



25

周防正行監督による実写再現



26

周防正行監督による実写再現



27

周防正行監督による実写再現



28

周防正行監督による実写再現



29

周防正行監督による実写再現



30

周防正行監督による実写再現



31

周防正行監督による実写再現



32

周防正行監督による実写再現



33

周防正行監督による実写再現



34

周防正行監督による実写再現



35

周防正行監督による実写再現



36

「頸椎保護」とは



37

3DCGでの再現

● Iの供述の変遷



Iの10.15供述
「一人で立てず、
二人で抱えて運んだ」



Iの10.16供述
「かろうじて一人で立ち、
歩けた」

38

● IとTの供述の食い違い（四郎方到着後の軽トラックの向き）

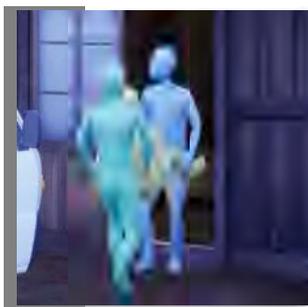


Iの供述



Tの供述

● 四郎方への進入口（Iの供述の変遷とTの供述との食い違い）



Iの10.15供述



Iの10.16供述



Tの供述 39

第4次再審の思わぬ展開

～審理終結～

- 2021.12. 3 弁護団、最終意見書(1)提出
- 2022. 1. 7 弁護団、最終意見書(2)提出
- 2022. 1.28 検察官、最終意見書提出
(弁護団は法廷で最終プレゼンテーション)

～まさかの結果 闘いの舞台は高裁へ～

2022. 6.22 鹿児島地裁（中田幹人裁判長）、**再審請求棄却**

2022.6.27 弁護団、福岡高裁宮崎支部に即時抗告申立て

大崎事件から見える日本の再審制度の問題点

★ 裁判所の **再審格差** ～ 証拠開示手続規定の不存在 ～

- 第2次再審請求審（鹿児島地裁）は全く証拠開示を行わず
その後の第2次即時抗告審と第3次再審請求審で230点もの証拠が開示
→ 同じ事件でありながら裁判所の「当たり外れ」で開示が遅れる

★ 検察官の **再審妨害** ～ 再審無罪を阻む検察官抗告 ～

- 大崎事件では、3回の再審開始決定のすべてに検察官が抗告
→最初の再審開始決定から20年が経過

——— 現行法の再審の条文ではえん罪に苦しむ無実の人々を救えない！ ———



再審法改正が急務！

41

「再審法」のなりたち

●「再審法」とは

- ・ 刑事訴訟法「第四編 再審」
→わずか19条の条文（刑訴法は全体で507条）
→審理手続きを定めた条文は445条（「事実の取調」）のみ

●旧刑訴法から現行刑訴法への改正と再審制度

- ・ 日本国憲法制定による刑事訴訟法の改正
→裁判所主導による職権主義の旧刑訴法（大正刑訴）が、日本国憲法のもとで被告人の権利保障を目的とする当事者主義の現行刑訴法に改正

BUT

- ・ 抜本的な改正が実現したのは捜査と通常一審の条文まで
上訴以降は改正が間に合わず
→「第四編 再審」は戦前の職権主義が妥当する旧刑訴法の規定が
ほぼそのまま踏襲される（変更点は「不利益再審」の廃止のみ）
→審理手続は裁判所の広範な裁量＝「さじ加減」に委ねられる

42

司法制度改革から取り残された再審

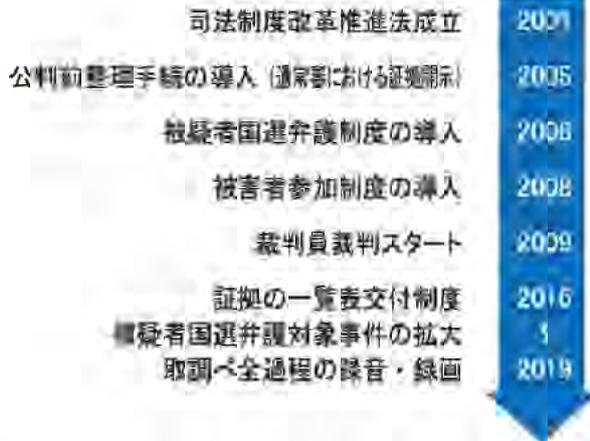
1949.1.1 現行刑訴法施行

《通常審》

- 💡 職権主義 → 当事者主義
- 💡 被疑者・被告人の権利保障
- 💡 適正手続の保障

《再審》

- 💡 [Redacted]
- 💡 [Redacted]

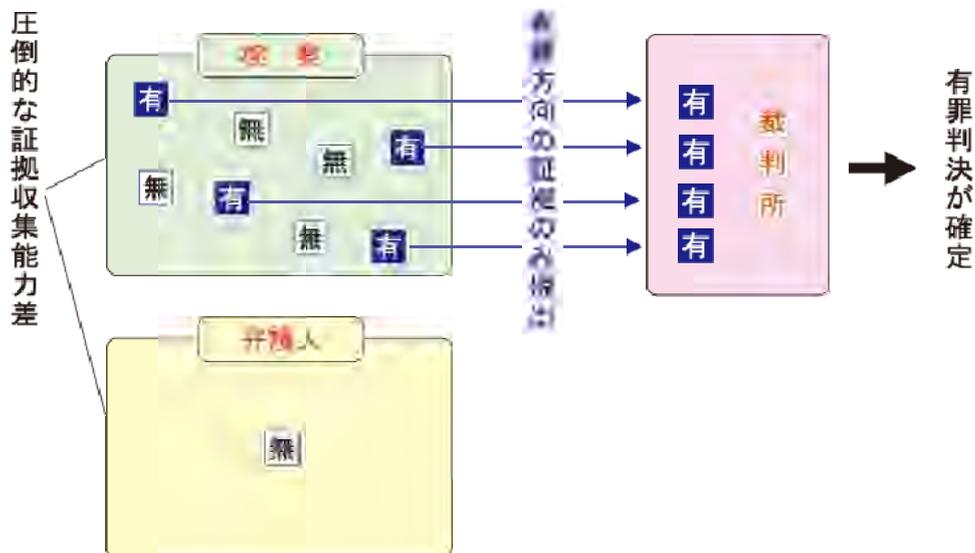


70年以上にわたり
一度も改正されず
今日に至る

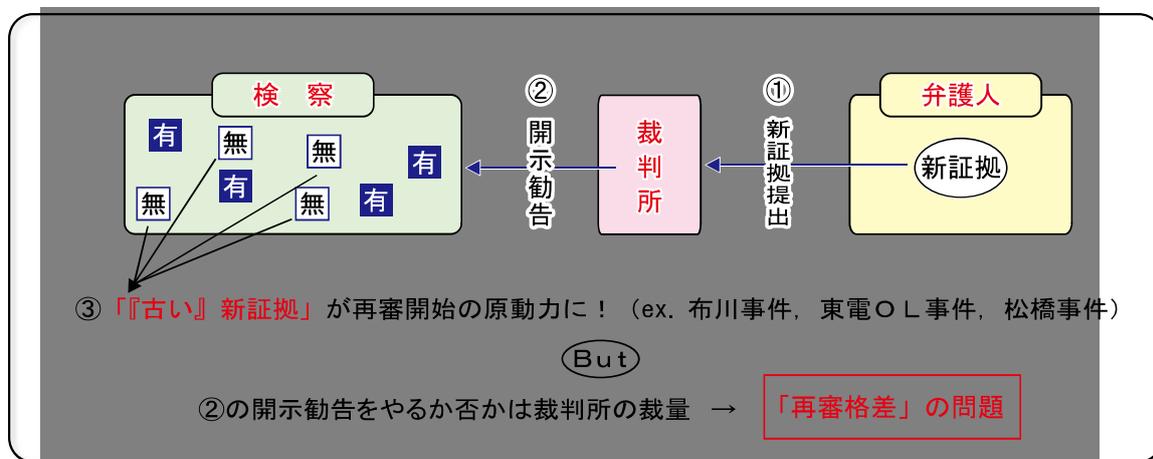
再審と証拠開示 ～通常審に段階における証拠の偏在～

有 = 有罪方向の証拠

無 = 無罪方向の証拠



再審と証拠開示 ～証拠開示の問題点～

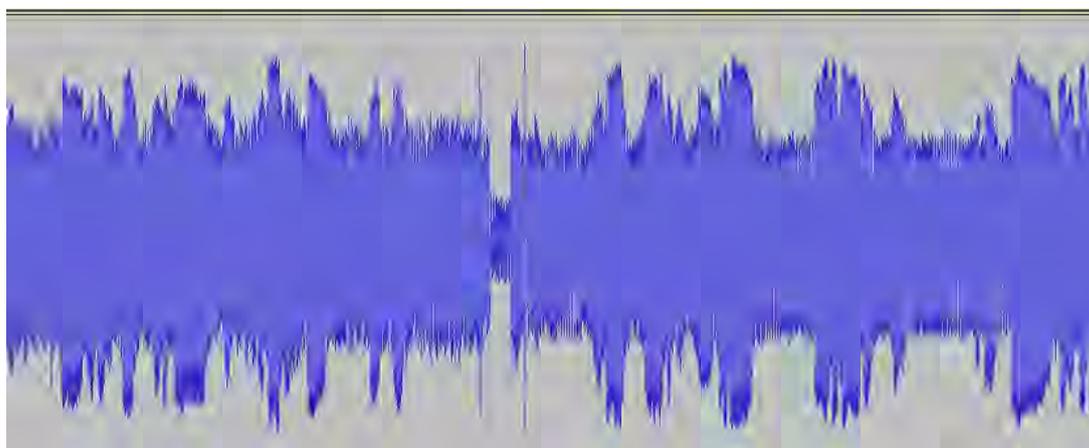


45

再審と証拠開示 ～再審における証拠開示の実情～

布川事件

- 元被告人の特徴と全く異なる目撃供述
- つぎはぎだらけの「自白」テープ
- 被害者方に第三者の毛髪が落ちていたことを示す鑑定書



46

再審と証拠開示 ～再審における証拠開示の実情～

東京電力 女性社員 殺害事件

- 被害者の膣内容物と、現場に落ちていた陰毛（血液型がO型で元被告人と異なる）が、再審請求段階で行われたDNA鑑定で一致
→ その後、被害者の胸についていた唾液がO型であることを示す鑑定書が開示

松橋事件

- 再審請求前に弁護団が検察庁で証拠物の閲覧

元被告人が「凶器の刃物に巻き付け、後に燃やして捨てた」と供述していたシャツの左袖部分が保管されていた



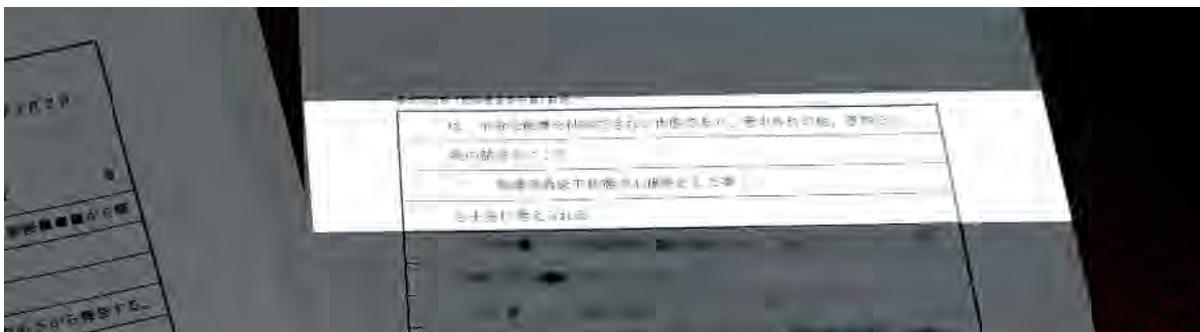
いずれも再審開始の決め手に（後に再審無罪確定）

47

再審と証拠開示 ～裁判官も法改正の必要性に言及～

湖東記念 病院事件

- 再審開始後の「再審公判」で、検察庁に送致されていなかった無罪方向の証拠（解剖医が「被害者」は自然死の可能性があると回答した捜査報告書）が開示



※再審無罪判決時の裁判長のコメント

「本件再審公判の中で、15年の歳月を経て、初めて開示された証拠が多数ありました。そのうちの一つでも適切に開示されていれば、本件は起訴されなかったかもしれません」

48

再審と証拠開示 ～証拠開示の問題点～

◎ 格差是正のためには法制化が必要 → 2016年 改正刑事訴訟法成立

But

再審における証拠開示については「先送り」

～ただし、附則9条3項～

「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（中略）等について検討を行うものとする」

→附則9条3項を議論するための「**四者協議**」の議論は進まず



49

再審開始決定に対する検察官抗告

法的根拠

刑訴法 480 条 再審請求棄却決定 (446 条, 447 条) 条文上はいずれに対しても即時抗告できる。
再審開始決定 (448 条)

日本国憲法と「二重の危険」

憲法39条 ...

①「遡及処罰（事後法）」禁止， ②と③「二重の危険」禁止

同一の犯罪について2度にわたって **危険** にさらされてはならない
||
刑事裁判にかけられることにより生命・身体・自由をおびやかされる

日本国憲法制定と再審制度への影響

①「不利益再審」の廃止

- 現行刑訴法の再審規定（435条～453条）・・・戦前の条文（ドイツ法に倣った職権主義）

But

憲法39条「二重の危険」禁止 → 「不利益再審」の廃止

再審の目的は「無辜（無実の者）の救済」のみ

無罪になる方向の場合にだけ「二重の危険」を許容

② 再審請求における検察官の役割

× 有罪を立証する「当事者」

○ 「無辜の救済」のために裁判所の審理に協力する「公益の代表者」（検察庁法4条）

日本の再審法のルーツであるドイツ
→1964年、再審開始決定に対する検察官抗告を立法で禁止

51

再審開始決定に対する検察官抗告 ～必要説の言い分～

第198回国会衆議院法務委員会（2019.5.15）

・ 小山太士刑事局長の答弁

「検察官が再審開始決定に対し抗告をし得ることは、公益の代表者として当然のことであろうかと考えております。これにより、再審請求審における審理決定が適正かつ公正に行われることが担保されるところでございます。検察官の抗告権を排除することにつきましては、違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地から、これを是正する余地をなくしてしまうという問題もございます。また、司法制度全体のあり方とも関連するところがございますので、慎重に検討すべきものと考えております」

but

本当にそうか？？

52

再審開始決定に対する検察官抗告は必要か？

～再審制度は**2段階**の手続～

①再審請求

裁判のやり直しをするかどうかを決める段階

②再審公判

やり直しの裁判をする段階

①は「**前さばき**」の場合

↓
軽い手続を想定

検察官は、②の段階で**有罪の主張ができる**

↓
控訴・上告もできる

①の段階で抗告を繰り返す必要なし！

※**付審判請求**（職権乱用罪を犯した公務員が不起訴となった場合、裁判所に直接審判を申立てる手続）

最高裁判例…**審判に付すという決定を受けた者（公務員）は、この決定に対し、不服申立（特別抗告）はできない**



付審判決定に不満があっても、後の審判で主張すれば良いという理由

再審開始決定についても、検察官は再審公判で有罪を争えるのだから同じ状況

53

再審開始決定に対する検察官抗告の現実

裁判官の決定に検察官が抗告することにより審判が延期し、
最終的な再審開始決定が取り消されれば反に長期化



54

再審法改正に向けたさまざまな動き

市民団体

- ・ 2019.3.2 「冤罪犠牲者の会」 結成
- ・ 2019.5.20 「再審法改正をめざす市民の会」 結成

地方議会

- ・ 地方議会から国会に対し、再審法改正を求める意見書を採択する動きが拡大中
- ・ 2022.10現在、岩手県議会と111の市町村議会が意見書を採択

55

再審法改正に向けたさまざまな動き

日弁連

- 2014.11 「再審における証拠開示に関する特別部会」 設置
- 2019.5 「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」
- 2019.10 第62回人権擁護大会シンポジウム
「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を」
第62回人権擁護大会
「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」 採択
- 2020.3 「再審法改正に関する特別部会」 設置

2022.6.16 「再審法改正実現本部」 設置
→日弁連会長が実現本部長となり、日弁連を挙げて法改正の実現に取り組むことに！！

56

日本の先を行く諸外国の再審法制 ～欧米の制度～

ドイツ

- ・ 一件記録は通常審段階からすべて閲覧できる
- ・ 再審請求にも国選弁護制度が適用される
- ・ 再審請求段階では通常審以上の証拠（証拠記録）を閲覧できる
- ・ 再審開始決定に対する検察官の抗告は明文で禁止

イギリス

- ・ 1995年、政府から独立した公共機関「刑事事件再審審査委員会（Criminal Cases Review Commission = CCRC）」が設置される
 - ・ 再審請求を受けたCCRCは、独自の強大な調査権を持ち、裁判所、警察、検察等の公的機関のみならず、民間や個人からも、関連する資料や情報を強制的に収集できる
- ※類似の機関がカナダ、ノルウェー、ニュージーランドなどに存在

57

日本の先を行く諸外国の再審法制 ～欧米の制度～

アメリカ

- ・ DNA型鑑定を用いて無実を晴らす民間の活動（イノセンス運動）→「イノセンス革命」→誤判原因究明→刑事司法改革へ
- ・ 連邦及びすべての州でえん罪を訴える受刑者に対し、有罪判決後にDNA型鑑定を求める権利を保障
- ・ 誤判えん罪究明のための公的制度
…ノースカロライナ州の「えん罪調査委員会」
- ・ 検察庁の中に有罪判決が誤っていないかを検証する部門（Conviction Integrity Unit〔CIU〕）を新設する例が増加→刑事弁護に携わる弁護士から責任者が選ばれる例もある
検察庁の中の第三者機関として、事件の再調査や検察庁内の運用の改革を提案

58

日本の先を行く諸外国の再審法制 ～日本を追い越す台湾・韓国～

台湾

- ・ 2015年刑訴法改正
…再審を開始すべき新証拠・新事実について、新旧証拠の総合判断によるべきことが明文化
- ・ 2019年刑訴法改正
…再審請求人の証拠情報獲得権、意見陳述権、証拠調請求権、審理の原則公開を保障
- ・ 2016年、判決確定後の受刑者がDNA型鑑定を請求する手続を明文化する法律の制定

59

日本の先を行く諸外国の再審法制 ～日本を追い越す台湾・韓国～

韓国

- ・ 第三者機関（「検察過去事委員会」）の調査
→「薬村五叉路事件」再審開始決定に対する検察官抗告を「機械的・形式的抗告」と批判
- ・ 「国家人権委員会」の勧告
…法務部長官に対し、検察官抗告を是正する刑訴法改正と検察官抗告の慎重な運用を勧告
→検察庁内で抗告を慎重に行うマニュアルを作成
- …大法院長に対し、抗告審の迅速な進行と積極的な刑の執行停止を提言

60

2022年を再審法改正元年に！！

～即時抗告審の判断が注目される著名再審事件～

大崎事件

日野町事件

袴田事件

いずれも一度は再審開始決定が出ている事件（大崎は3度）
→検察官の抗告により審理が長期化

いずれも元被告人本人が高齢or故人
再審請求人（元被告人の家族）も高齢化

いずれも証拠開示が再審開始の原動力に

再審事件のたたかいを再審法改正の原動力に！！

61

ご静聴ありがとうございました



62

本日取り上げる3事件の御紹介

大崎事件

1979年、鹿児島県大崎町で、農家の男性が遺体で発見された。男性の義姉の原口アヤ子さん是否認を貫いたが、懲役10年の有罪。第1次、第3次及びその即時抗告審で3度再審開始決定。

しかし、2019年6月、最高裁が開始決定を取り消し、40年にわたる無実の叫びを抹殺した。2020年3月、第4次再審請求を申し立て、現在、福岡高裁宮崎支部に係属中。



東住吉事件

1995年、大阪市東住吉区で発生した火災で亡くなった実娘に対する放火殺人犯として逮捕・起訴され、2006年に無期懲役が確定。

2012年3月、大阪地裁で再審開始が決定され、次いで刑の執行停止も認められたが、検察が即時抗告し、刑の執行停止も取り消される。2015年10月、大阪高裁で地裁の開始決定が維持され、刑の執行停止も認められて釈放。2016年8月、再審無罪判決。

湖東事件

2003年、滋賀県の湖東記念病院で男性入院患者が死亡。看護助手の西山美香さんが「人工呼吸器を引き抜いた」として殺人罪で懲役12年の有罪。獄中から再審請求。

刑期満了後に大阪高裁が地裁判断を覆して再審開始を決定。2019年3月、最高裁で再審開始が確定。2020年3月31日、再審無罪判決。



再審法改正動画を御覧ください！



袴田事件弁護団・大崎事件弁護団は、再審において早急に解決すべき2つの問題【1 証拠開示法制化】【2 検察官不服申立禁止】をテーマに動画を作成いたしました（作成にはクラウドファンディングで集めた資金を用いました。）。

動画は袴田事件弁護団YouTubeチャンネルもしくは再審法改正をめざす市民の会YouTubeチャンネルから御覧いただけます。



袴田事件弁護団
YouTubeチャンネル



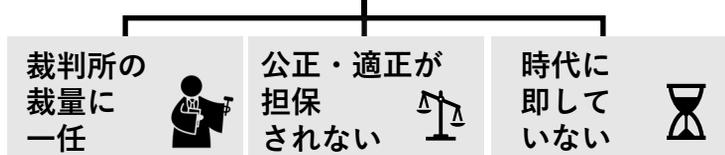
再審法改正をめざす
市民の会
YouTubeチャンネル

再審手続の現状

① 戦前のままの再審規定

現行刑訴法の再審の規定は、70年以上にわたり一度も改正されず、今日に至る。

わずか19条の条文



② 証拠開示は裁判官のやる気次第

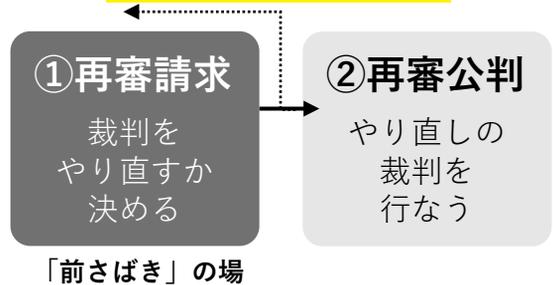
条文がないため、真相究明に不可欠な証拠開示が裁判官のやる気次第という「再審格差」が生じている。



③ えん罪救済までの長期化

単なる前さばきの場に過ぎない再審請求段階で検察官が抗告を繰り返すため、えん罪救済に時間がかかりすぎる。

①の段階で抗告を繰り返す…



再審法改正の必要性

えん罪被害者の救済には再審法の改正が必要

再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化

再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止

再審手続における証拠開示の実状

布川事件

第2次再審請求で、逮捕後7日目の取調べで「自白」をした録音テープが開示。

不自然な「ブツッ」という音を専門家が音声の波形などを分析したところ、いったん巻き戻して上書きした痕跡が13箇所見つかった。



松橋事件

再審請求前に弁護団が検察庁で証拠物を閲覧。

元被告人が「凶器の刃物に巻きつけ、後に燃やして捨てた」と供述していたシャツの左袖部分が保管されていた。



『自白』の信用性が揺らぎ、再審開始の決め手に
(のちに再審無罪確定)

再審開始決定に対する検察官抗告の現実

- ①再審開始決定に検察官が抗告することにより審理が長期化
- ②抗告審で開始決定が取り消されればさらに長期化

名張事件



袴田事件



大崎事件





再審における問題点について

背景

証拠開示が再審開始に影響を与えた事件



2019年3月28日熊本地裁において再審無罪が確定。
1985年、熊本県旧下益城郡松橋町所在の被害者宅において、切出小刀で被害者を殺害したとされる事件。
「焼却されたはずのシャツの左袖部分の布片」が開示され、再審開始に大きな影響を及ぼした。



2018年7月11日大津地裁において再審開始決定。
1984年、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件。
一度「不存在」と回答があったのち未開示証拠（「指掌紋を採取したゼラチン紙」「現場指紋検出結果報告書」など）の開示があった。



2017年6月28日鹿児島地裁において再審開始決定。
1979年、原口アヤ子氏らが被害者を殺害しその死体を遺棄したとされる事件。
合計1713枚もの写真が開示され、その中に有力な無罪方向の証拠（「捜査段階の現場写真」など）が含まれていた。

ほか布川，足利，東住吉，東電OL，大阪強姦など



しかし

現状

再審証拠開示について明文規定が存在しない！

弊害①

「再審格差」

証拠開示の実現に向けた訴訟指揮権の行使が裁判所の裁量に委ねられているために、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大幅な証拠開示が実現した事件がある一方、訴訟指揮権の行使に消極的な裁判所があるなど、裁判所によって大きな格差が生じている。

弊害②

「検察官の責務を果たしているとは思われない対応」

検察官が任意に証拠開示に応じることが少ない。さらに、当然存在しているはずの証拠について「不存在」との回答がなされることも少なくない。これは「検察の理念」に定められた検察官の責務を果たしているとは思われない。

証拠開示のルールを明文化した法律の制定を求める

「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を
取りまとめました

再審請求手続における証拠開示

- 1 対象事件
- 2 証拠一覧表の提出
- 3 証拠開示命令
- 4 証拠の存否調査命令
- 5 生体試料その他の証拠物に関する特則
- 6 証拠開示に関する裁判所の権限

再審請求手続外における証拠の閲覧謄写

- 1 証拠品の閲覧等
- 2 証拠書類等の閲覧謄写等

証拠の保管のルール

- 1 証拠の適正保管義務
- 2 証拠目録の作成及び送付義務
- 3 裁判所不提出記録及び証拠品の保管等義務

意見書本文は右コードからご覧ください！
※日弁連HPにつながります。



「無辜の救済」「再審請求人に対する
手続保障」のために

えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の 速やかな改正を求める決議

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。当連合会は、これまで数多くの再審事件支援に取り組んでおり、近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件で、それぞれ再審無罪判決を勝ち取ってきた。また、湖東事件、日野町事件では、再審開始決定という成果を上げ、湖東事件は再審開始が確定している。

このような再審事件の動向が全国的に報道されたこともあり、再審やえん罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっている。

しかし、我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある。そして、それは各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題である。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。個人の尊厳を最高の価値として掲げる日本国憲法（憲法13条）の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。そのためには、再審請求手続においても、再審請求人の主体性を尊重した適正な手続の保障が必要である（憲法31条）。ところが、現行の再審法（刑事訴訟法第4編再審）の規定は、わずか19条しか存在せず、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多いことから、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていない。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

再審開始決定を得た事件の多くでは、再審請求手続又はその準備段階において開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることが改めて明らかになった。

通常審における証拠開示については、当連合会が提言している全面的証拠開示こそ実現していないものの、2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正において証

証拠開示制度が明文化され、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正においてこれが拡充された。しかし、再審請求手続における証拠開示については、いまだに明文の規定が存在しない。そのため、証拠開示の基準や手続が明確ではなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、時に「再審格差」とも呼ばれるように、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮の在り方にも大きな差が生じている。

したがって、再審請求手続においても、再審請求人に対する手続保障を図り、その活動を実効あらしめるために、通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければならない。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が長期化しており、極めて深刻な状況となっている。例えば、当連合会が支援する事件のうち、名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は92歳、袴田事件の元被告人は83歳と、相当に高齢となっている。

そもそも、再審は、えん罪被害者を救済するための「最終手段」であり、無実を訴える者の人権保障のためにのみ存在する制度である。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要がある。

当連合会は、これまでも、現行制度の運用改善や再審法改正の必要性を指摘し、1991年（平成3年）3月には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表している。しかし、現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく、現在に至っている。

よって、当連合会は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
 - 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- を含む再審法の改正を速やかに行うよう求める。

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、在るべき再審法の改正に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2019年（令和元年）10月4日
日本弁護士連合会

提 案 理 由

第1 「国家による最大の人権侵害」であるえん罪被害と再審法の意義

- 1 えん罪は、犯人とされた者やその家族だけでなく、犯罪の被害者やその関係者の人生をも狂わせる。えん罪は、紛れもなく、国家による最大の人権侵害の一つである。

日本国憲法は、一人ひとりの人間をかけがえのない存在として大切にするという「個人の尊重」を究極の価値としている（憲法13条）。このような日本国憲法の下では、無実の者を国家が処罰することが絶対にあってはならないことは当然の帰結である。そのため、日本国憲法は、それ自体の中に多数の刑事手続関連条項を設け（憲法31条から40条まで）、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。

- 2 しかし、それでもえん罪は発生してきた。そのことは、近時、次々と明らかとなった再審無罪の事例にも端的に現れている。我が国でも、10年、20年、時には人生の大半をかけて、自らの無実を主張するえん罪被害者が後を絶たない。

- 3 そして、これまで当連合会が支援してきた、いわゆる「死刑再審4事件」（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）や、現在支援中の袴田事件の例をあえて引くまでもなく、時には死の淵に立たされるえん罪被害者を救済する「最終手段」こそ、再審なのである。

このように重要な再審制度であるが、現行法上、再審手続について定めた規定は、刑事訴訟法第4編「再審」の、わずか19条の条文のみである（この19条の条文を「再審法」と表記する。）。

第2 当連合会が支援する再審事件の前進と市民の関心の高まり

- 1 再審やえん罪被害に対する市民の関心は、これまで必ずしも高いものとは言えなかった。

それでも、1970年代から1980年代にかけては、「死刑再審4事件」で相次いで再審無罪判決が出たことによって、市民の関心が高まった時期もあった。しかし、その後の検察による激しい抵抗と裁判所の姿勢の後退によって、「再審冬の時代」、「逆流現象」などと言われるように、再審をめぐる状況は非常に厳しくなり、1990年代、当連合会の支援事件で再審が開始されたのは、榎井村事件（1993年（平成5年）11月に再審開始決定、1994年

(平成6年)3月に再審無罪判決)のわずか1件にとどまった。そして、それに伴い、再審やえん罪被害に対する市民の関心も、急速に窄まってしまった。

2 しかし、2009年(平成21年)、当連合会が支援する足利事件が、DNA型再鑑定によってえん罪であることが客観的に明白となり、17年間服役した元被告人が再審開始決定前に釈放されたことで大々的に報道がなされ、一躍世間の注目を浴びることとなった。

さらに、同じく当連合会の支援事件では、2011年(平成23年)に布川事件、2012年(平成24年)に東京電力女性社員殺害事件、2016年(平成28年)に東住吉事件、2019年(平成31年)には松橋事件で、それぞれ再審無罪判決が言い渡された。また、後に検察官の不服申立てによって取り消されたものの、2002年(平成14年)には大崎事件(第1次)、2005年(平成17年)には名張事件、2011年(平成23年)には福井女子中学生殺人事件、2014年(平成26年)には袴田事件、2017年(平成29年)には大崎事件(第3次)でも、それぞれ再審開始決定が出された。

そして、その後も、2017年(平成29年)には湖東事件、2018年(平成30年)には日野町事件で、それぞれ再審開始決定が出され、湖東事件は再審開始が確定した。

3 このように、近年では、再審開始決定や再審無罪判決が相次いでいる。これは、1990年代における「再審冬の時代」の時期には想像もできなかったことである。

そして、このような状況を前に、再審やえん罪被害に関する様々な報道がなされ、中学、高校の社会科の教科書でも再審が取り上げられるなど、市民の再審やえん罪被害に対する問題意識、そして当連合会の再審支援活動に対する関心は、これまでになく高まっている。

第3 早急な改正が求められる再審法の問題点

1 しかし、それでは肝心の再審法がえん罪被害者の救済のために必要十分な制度となっているかといえば、そうではない。

再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。すなわち、現在の再審法は、憲法39条が「二重の危険」の禁止を基本的人権として保障していることを踏まえ、戦前の旧刑事訴訟法では認められていた不利益再審を廃止し、利益再審のみを認めることとしている。したがって、再審の目的は、もっぱらえん罪被害者を救済することであり、無実を訴える者の人権保障のために「のみ」

存在する制度である。

にもかかわらず、我が国においては、「開かずの扉」と言われるほどに、極めて厳しい要件の下にしか再審が認められず、えん罪被害者の救済は遅々として進んでこなかった。

- 2 そして、それは決して各事件固有の問題ではなく、再審法及びその運用に関わる制度上の問題である。

すなわち、前記のとおり、現行法上、再審手続について定めた規定は、わずか19条の条文しかない。その理由であるが、第二次世界大戦後、日本国憲法の下で、捜査及び公判手続の規定は大きく改正され、被疑者・被告人に、単なる手続の客体ではなく、当事者としての主体的な地位を認めることで、被疑者・被告人の人権を保障しようとする当事者主義的訴訟構造へと変化した。しかし、上訴以降の規定については改正が及ばず、再審手続に関する規定は、後述する「不利益再審」を廃止したほかは、ドイツ法由来の職権主義的訴訟構造を基調とする戦前の旧刑事訴訟法の条文がほぼそのまま現行法に踏襲された。再審手続に関する規定が極端に少ない背景には、以上のような歴史的経緯がある。

このように、再審請求手続は職権主義的構造とされ、手続の主導権は裁判所に委ねられているものの、再審手続に関する詳細な規定が存在しないことから、個々の裁判体の裁量があまりにも大きく、進行協議の実施、証拠調べ（証人尋問、鑑定など）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮の有無など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされていないのが現状である。これでは、再審請求を行う者に適正手続（憲法31条）が保障されているとは言えない。

さらに、現在の再審実務では、再審請求手続が肥大化しており、再審開始の判断までに極めて長い年月を要している。このような現状の下では、迅速な裁判（憲法37条1項）という憲法上の要請も実現できているとは言い難い。

現行の再審法は、その憲法適合性に重大な疑義が生じているのである。

- 3 ところで、当連合会は、長年にわたり個別の再審事件の支援活動を重要な人権課題ととらえて取り組んできたが、その活動を通じて、えん罪被害の速やかな救済を阻んでいる再審法の問題を認識するに至り、個別の再審事件の支援活動と並行して、再審法の改正に向けた取組も行ってきた。具体的には、以下のとおりである。

当連合会は、1962年（昭和37年）5月26日、高松市で開催された第13回定期総会において「再審制度改正に関する決議」を採択して、「冤罪者に対する人権擁護」のため、再審規定の速やかな改正を要請し、同年7月21日には、理事会において「刑事訴訟法第四編（再審）中改正要綱」を採択して、

再審法の改正を求めた。また、当連合会は、1963年（昭和38年）11月に鹿児島市で開催された第6回人権擁護大会において「再審制度の正しい運用を要望する件（決意）」を採択して、再審制度の正しい運用とともに再審法の改正を求め、1973年（昭和48年）8月に札幌市で開催された第16回人権擁護大会においても「刑事訴訟法の一部（再審）改正に関する決議」を採択して、再審法の改正を求めた。

その後、当連合会は、1976年（昭和51年）10月に仙台市で開催された第19回人権擁護大会において、「再審と人権」というテーマでシンポジウムを開催するとともに、「刑事訴訟法の一部（再審）改正に関する宣言」を採択し、再審法の改正に取り組むことを宣言した。そして、これを受けて、当連合会は、1977年（昭和52年）1月22日、理事会において「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」（昭和52年改正案）を採択して、改めて再審法の改正を求めた。また、当連合会は、1978年（昭和53年）5月に広島市で開催された第29回定期総会において「刑事再審法の改正に関する決議」を採択して、再審法の早急な改正を求め、1979年（昭和54年）11月に福岡市で開催された第22回人権擁護大会においても「刑事訴訟法の運用の改善と再審法改正等の実現に関する宣言」を採択し、再審に関する法改正の実現に全力を尽くすことを宣言した。

さらに、当連合会は、1985年（昭和60年）4月19日、理事会において「刑事再審に関する刑事訴訟法（第四編再審）ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」（昭和60年改正案）を採択し、1991年（平成3年）3月28日には、理事会において、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」（平成3年改正案）を採択するなどして、繰り返し再審法の改正を求めた。

4 このように、現在の再審法に問題があることは古くから認識されており、当連合会も、長きにわたって再審法の改正に取り組んできたものの、残念ながら、現在に至るまで再審法の改正は実現していない。しかし、えん罪被害者の速やかな救済のために再審法の改正が必要であることは、この間の取組を通じて既に明らかになっており、いま求められているのは、その速やかな実現である。

ところで、当連合会による再審法改正案としては、現時点では、平成3年改正案が最終のものであるが、その主要な観点、再審請求の理由に関する白鳥決定の趣旨の法文化、再審請求人の手続面における権利保障の明確化、再審請求審における検察官の地位の再検討、刑の執行停止に関する規定の整備などであって、その内容は今なお妥当するものも多い。もっとも、平成3年改正案については、これを公表してから既に30年近くが経過しており、この間、再審

をめぐる状況も大きく変動し、新たに検討すべき課題も生じていることから、必要な見直しを行う必要がある。その上で、当連合会としては、再審をえん罪被害者を救済する制度として真に機能させるために、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すための法改正に向けて新たな第一歩を踏み出す必要がある。

ただ、その中でも、特に重要な課題として指摘すべきは、えん罪被害者を救済する「最終手段」であるはずの再審請求手続において、証拠開示に関する明文の規定が存在しないこと、そして、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが許容されていることにより、審理が極めて長期化していることの2点であって、この2点は早急な法改正を要する喫緊の課題である。

第4 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化

1 通常審における証拠開示については、2004年（平成16年）の刑事訴訟法改正において、公判前整理手続や期日間整理手続における類型証拠開示や主張関連証拠開示が制度化され、さらに2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正において、証拠の一覧表の交付制度が新設された。このように、通常審における証拠開示については、当連合会が提言している全面的証拠開示には及ばないものの、一定の制度的前進は見られている。

しかし、再審請求手続における証拠開示については、今なお何らの規定も設けられておらず、裁判所の訴訟指揮に基づいて証拠開示が行われているのが現状である。しかし、証拠開示の基準や手続が明確でなく、全てが裁判所の裁量に委ねられていることから、再審請求手続における請求人や弁護人の証拠開示請求に対する裁判所の態度としては、何の判断もしない場合から、証拠リストの開示要請、証拠開示の勧告、そして証拠開示命令に至るまで、個々の裁判体の判断によって様々であった。それゆえ、再審事件を担当する弁護人からは、全ての裁判所において統一的な運用が図られるよう、証拠開示の制度化が強く望まれてきた。

特に、近時では、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件、日野町事件等で見られるように、再審請求手続又はその準備段階で開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化が重要であることが改めて明らかになった。

2 ところで、再審請求手続における証拠開示については、2016年（平成28年）の刑事訴訟法の改正の時にも問題点が指摘され、法制化には至らなかったものの、附則9条3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、

速やかに、再審請求審における証拠の開示……について検討を行うものとする。」と規定され、現在、この規定に基づいて、当連合会を含む関係機関の協議が続けられている。

また、当連合会は2014年（平成26年）、人権擁護委員会内に「再審における証拠開示に関する特別部会」を設置し、個々の再審事件における弁護団の精力的な活動によって獲得してきた証拠開示の成果や、逆に法の不備による限界や課題について、調査、分析し、そこから在るべき証拠開示法制に向けた提言を行うべく検討を重ねてきた。その成果を受けて、当連合会は、2019年（令和元年）5月10日、「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を公表した。

上記意見書でも述べたとおり、えん罪被害を救済するためには、本来であれば、捜査機関が作成又は入手した全ての証拠について、その一覧表の交付を受けた上で、証拠を閲覧謄写する機会が与えられることが必要である。しかし、通常審については、公判前整理手続又は期日間整理手続による証拠開示制度が法制化されているのに対し、再審請求手続における証拠開示については、そもそも規定すら存在しないことから、様々な弊害が生じており、もはやこのような状態を放置しておくことはできない。そこで、当連合会は、上記意見書において、現行の再審請求手続の在り方を前提としつつ、現在の再審実務の運用も踏まえて、「再審における証拠開示 制度要綱案」という形で証拠開示のルールを明文化することを提案している。

3 ちなみに、海外においては、職権主義的訴訟構造、当事者主義的訴訟構造のいずれかを問わず、我が国の再審請求手続に相当する手続で、捜査機関が作成又は入手した証拠を閲覧する手段が保障されている。

例えば、職権主義的訴訟構造を採用するドイツにおいては、まず、公訴提起の際に裁判所に送致された一件記録に編綴された全ての記録及び証拠について、原則として弁護人の記録閲覧権を保障している。これは、被疑者・被告人の法的聴聞請求権（日本でいう「裁判を受ける権利」）や公正な手続を受ける権利に由来するとされる。すなわち、被疑者・被告人は、刑事手続においてその主体性が保障されなければならないが、刑事手続において実効的な意見表明を行うためには、その前提として、刑事手続に関する記録を閲覧する機会が保障されなければいけないという考え方に基づくものである。そして、再審請求段階では、通常審においては閲覧対象とされなかった「証跡記録」（当該事件とは関連するけれども、被疑者・被告人とは関連しない記録）についても閲覧することができるとなっている。つまり、再審請求手続における記録閲覧の範

囲は、通常審のそれより拡大されるべきという考え方が妥当しているのである。

また、当事者主義的訴訟構造を採る英米法圏の各国のうち、イギリスでは、司法から独立した刑事事件再審委員会（CCRC）が誤判を調査する責務と権限を有し、公的機関や私的団体から文書を入手する権限を付与されている（ただし、私的団体が文書を所有する場合は強制はできず、任意の提出による）。アメリカでもCCRCと同様の機能を持つ委員会（ノースカロライナ州の無実調査委員会など）を置く州があり、同委員会には、裁判所や行政機関に法令で認められている情報アクセスのための諸権限が付与されていることから、その権限を用いて未提出証拠の中から新証拠を発見することができるようになってきている。特に、確定判決時に存在しなかった証拠開示ルールの遡及適用が認められているため、最新の証拠開示ルールを用いることで、確定判決時の被告人に開示請求権がなかった証拠群へのアクセスも可能となっている。

アメリカでは、DNA型鑑定などの科学的証明方法を利用する機会を保障する制度として、有罪判決が確定した後であっても鑑定資料となる証拠物を利用して鑑定を求める権利を認める法律（証拠アクセス法）が全ての州で整備されており、それ以外の証拠についても、再審請求人自らに証拠開示を請求する権利を保障する制度として、有罪確定後救済法を制定している州もある（イリノイ州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州など）。

さらに、ドイツ法や日本法の影響を強く受けた台湾でも、有罪判決の確定後、再審請求のために、公判において蓄積された記録のみならず、捜査段階で収集された記録及び証拠も含めた一件記録の閲覧が認められている。そして、近時の判決（最高行政裁判所の判決を含む。）において、その法律上の根拠が行政法規である「档案法」（公文書管理法）等にあることが確認されるとともに、電磁的記録の閲覧も認められた。その後、2016年（平成28年）11月には、有罪判決確定後のDNA型鑑定の請求手続を明文化する法律も制定された。

このように、海外では、国によってその形態は様々であるが、捜査機関が作成又は入手した証拠を閲覧する機会を保障する制度が整備されている。

- 4 いずれにせよ、我が国においても、再審請求手続で開示された証拠がその後の開始決定において決定的な役割を有する事件が多数存在し、さらに、現に係属している多くの再審事件において一刻も早い証拠開示が求められている実情に鑑みれば、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化は、早急に実現しなければならない課題である。

第5 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

1 2017年（平成29年）から2018年（平成30年）にかけて、当連合会が再審支援を決定している事件のうち、松橋事件、湖東事件、大崎事件、袴田事件、恵庭殺人事件の各事件については特別抗告が行われて、次々と最高裁判所に係属した（このうち、2019年（令和元年）8月現在、湖東事件では再審開始が確定し、松橋事件では再審無罪判決が確定した。その一方で、大崎事件では、最高裁判所において再審開始決定が取り消されて、再審請求が棄却されている。）。

これまでも、日弁連支援事件が最高裁判所に複数係属していたことはあるが、このうち、松橋事件、湖東事件、大崎事件、袴田事件の4事件は、いったん下級審において再審開始決定が出されたにもかかわらず一つまり、請求人の主張が認められたにもかかわらず一検察官の不服申立てを経て最高裁判所に係属することになったものである。とりわけ、松橋事件、湖東事件、大崎事件の3事件は、高等裁判所で再審開始方向の決定が出たにもかかわらず、検察官が特別抗告したことで最高裁判所に係属した事件である。

2 そもそも、法の定める特別抗告理由は、憲法違反及び判例違反に限定されており（刑事訴訟法427条、433条1項、405条）、かつて検察官は再審開始決定に対して即時抗告することはあっても、特別抗告までして争うケースは稀であった（いわゆる「死刑再審4事件」のうち、検察官が特別抗告したのは、地方裁判所で再審請求棄却、高等裁判所で逆転再審開始となった免田事件のみである。）。

ところが、2019年（平成31年）3月28日に再審無罪判決が確定した松橋事件では、検察官は、熊本地方裁判所の再審開始決定に対し、即時抗告のみならず、特別抗告までして争った。しかし、最高裁判所は、「本件抗告の趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。」と述べて、検察官の主張を排斥した。そして、再審公判においては、検察官は有罪立証を行わず、再審無罪判決に対しても上訴権放棄を行って、即日再審無罪が確定した。

また、湖東事件では、検察官は、法律審であるはずの特別抗告審においても、医師の検察官面前調書や意見書の証拠調べ請求を行うなど、原決定の事実誤認の主張を繰り返したが、最高裁判所は、松橋事件と同様、検察官の抗告には理由がないとして、検察官の主張を排斥した。

このような経過に照らせば、果たして前記各事件において検察官が特別抗告を行ったことに合理的理由があったのか、甚だ疑問である。以上のとおり、再審開始決定がされた事件について、検察官がことごとく即時抗告、さらには特

別抗告を繰り返す現状は、これまでにはない、極めて特異な状況にあると言える。

さらに、袴田事件では、静岡地方裁判所は、2014年（平成26年）3月27日に再審開始決定をしたものの、検察官の即時抗告を受けた東京高等裁判所は、2018年（平成30年）6月11日、再審開始決定を取り消す決定をした。既に事件発生から50年以上が経過し、元被告人も83歳と相当に高齢となっている。これまでの長きにわたる再審請求手続を経て、ようやく再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察側の即時抗告によって、元被告人は、更に時間をかけて特別抗告審を闘わざるを得なくなったのである。

しかも、大崎事件では、鹿児島地方裁判所が、第1次再審請求では2012年（平成24年）3月26日に、第3次再審請求では2017年（平成29年）6月28日に、それぞれ再審開始決定を行い、特に後者については、福岡高等裁判所宮崎支部も、2018年（平成30年）3月12日に検察官の即時抗告を棄却して、原審の再審開始決定を維持していた。にもかかわらず、検察官の特別抗告を受けた最高裁判所は、2019年（令和元年）6月25日、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。このように、大崎事件では、これまで3回にわたり再審開始方向の決定が出され、繰り返しえん罪の疑いが指摘されているにもかかわらず、検察官の即時抗告・特別抗告によって再審開始決定が取り消され、再審公判において確定判決の有罪認定を再検討する機会すら奪われ続けている。

3 前記のとおり、再審の目的は、もっぱらえん罪被害者を救済することであり、無実を訴える者の人権保障のために「のみ」存在する制度である。

しかし、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、それに対する検察官の不服申立てが許容されれば、再審開始要件の高いハードルを一度越えた請求人に対して、更に重い防御の負担を課し、長い審理時間も要することになってしまう。これでは、えん罪被害者の速やかな救済は期待できず、憲法適合性にも疑義を生じかねない。例えば、現在、当連合会が支援している事件においても、名張事件は46年間、袴田事件は38年間、大崎事件は24年間、日野町事件は18年間にわたって再審請求が続いている。これらの事件は、いずれも一度は再審開始決定が出された事件である。しかも、この間、名張事件や日野町事件の元被告人は既に亡くなり、大崎事件の元被告人は92歳、袴田事件の元被告人も83歳と、いずれも相当な高齢となっており、もはや一刻の猶予も許されない。

そもそも、いったん再審開始決定が出されたということは、確定判決の有罪

認定に対して合理的な疑いが生じたということであるから、もはや確定判決の正当性は失われており、誤判を是正する必要性に比べて確定判決を維持しておくべき利益は減少していると言える。また、仮に検察官が確定判決の正当性を主張する必要があると考えたとしても、再審公判においてそのような主張を行う機会は保障されている。したがって、再審請求手続の無用な長期化を防ぐためには、再審開始決定に対する検察官による不服申立ては禁止されるべきである。

- 4 ちなみに、海外においては、英米法圏の各国では、通常審においても一般的に検察官による上訴を認めていない。また、フランスでも、審理委員会の付託を経て裁判構成機関が再審・再審査請求に理由があると判断したときは、言い渡された有罪判決を取り消すこととし、この取消決定に対しては不服申立てはできないとされている。

他方、ドイツでは、実体的真実主義を採用しており、今なお利益再審のみならず不利益再審も認められているが、それでも1964年（昭和39年）の改正によって、再審開始決定に対する検察官の即時抗告は明文で禁止された（ドイツ刑事訴訟法372条ただし書）。その理由としては、再審開始決定によって確定判決が利益変更される蓋然性が認められた以上、確定判決の存在価値が揺らいでいること、仮に検察官が再審開始決定に対して不服があるとしても、再審公判において有罪の主張立証を行うことが可能であること、有罪・無罪の实体判断は、手続が公開され、直接主義・口頭主義が適用される再審公判でのみ行われるべきであることが挙げられる。

- 5 我が国においては、再審開始決定に対する不服申立てによって、無用に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振出しに戻るといった事態も繰り返されてきた。そのため、えん罪被害者の救済が長期化しており、極めて深刻な状況となっている。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官による不服申立ては、早急な法改正によって禁止されるべきである。

第6 結語

前記のとおり、当連合会は、これまでも、現行制度の改善や再審法改正の必要性を繰り返し指摘し、1991年（平成3年）3月には「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめているものの、現行刑事訴訟法が施行されて70年を経た今もなお、再審法は何ら改正されることなく、現在に至っている。

しかし、近年、相次ぐ再審開始決定や再審無罪判決の影響もあって、再審やえ

ん罪被害に対する市民の関心は高まっている。また、報道機関の論調を見ても、単なる個別事件の報道にとどまらず、コラムや社説で、また単発の記事ではなく特集や連載で、えん罪被害者がなかなか救済されない現状や、その背景にある再審法の問題にまで切り込む報道が増えてきた。このように、再審法改正を求める世論の声は大きな高まりを見せており、再審法改正の必要性を広く市民に訴え、実現するには、今をおいて他にない。

当連合会は、えん罪被害者の声に真摯に耳を傾け、引き続き再審支援活動を行うとともに、在るべき再審法の改正に向けて、全力を挙げて取り組む決意である。